ふわりん指定地域密着型通所介護

介護予防・日常生活支援総合事業

運営規程

（事業の目的）

第１条　株式会社すまいるナーシングが設置するふわりん（以下「事業所」という）において実施する指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業従事者」という）が、要介護・要支援状態の利用者に対し、適切な指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業においては、要介護・要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

２　指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。

３　指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

４　指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の提供に当たっては、地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

５　地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業従業者は、指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

６　指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

７　指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとし、特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

８　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（事業所の名称等）
第３条　サービスを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
　１　名　称　ふわりん
　２　所在地　東京都目黒区碑文谷 1-11-15　碑スタジオ B
（従業者の職種、員数及び職務の内容）
第４条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
（１）管理者　１名（常勤職員、兼務あり）
　管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定地域密着型通所介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
（２）地域密着型通所介護従業者
①　生活相談員　１以上
　生活相談員は、指定地域密着型通所介護の利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う。
②　看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。）１以上
　看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。
③　介護職員　１以上
　介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。
④　機能訓練指導員　１以上
　機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退防止するための訓練指導、助言を行う。
（営業日及び営業時間）
第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
（１）営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び１２月３１日から１月３日までを除く。
（２）営業時間　午前８時１５分から午後５時１５分
（３）サービス提供時間　１単位目　午前９時１０分～午後０時１５分
　　２単位目　午後１時４０分～午後４時４５分
（利用定員）
第６条　利用者の定員は、下記のとおりとする。
　１単位目　定員１０人、　２単位目　定員１０人
（指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の内容）
第７条　指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。
（１）軽食サービス
（２）生活指導（相談・援助等）　レクリエーション
（３）機能訓練、個別訓練
（４）健康チェック
（５）送迎
（６）グループ活動（介護予防）　など
（７）アクティビティサービスに関すること

利用者が、機能訓練に特化したリハビリ、生きがいのある日常生活を送ることができるよう、アクティビティサービスを実施する。これらの活動を通じて心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。
例）音楽活動．制作活動．行事的活動など

（利用料等及び支払いの方法）
第８条　指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成１８年厚生労働省告示第１２６号）によるものとする。
利用料の額は、別紙料金表によるものとする。
２　軽食の提供に要する費用については、３００円を徴収する。
３　おむつ代については、５０円を徴収する。
４　その他、指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
５　前４項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
６　指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
７　費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
８　法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。
（通常の事業の実施地域）
第９条　通常の事業の実施地域は、目黒区内とする。
（衛生管理等）
第１０条　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。
２　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
（１）　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
（３） 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１１条　利用者は指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を地域密着型通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時等における対応方法）

第１２条　指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

２　利用者に対する指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

３　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。

４　利用者に対する指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第１３条　非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年１回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

２　事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（苦情処理）

第１４条　指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

２　事業所は、提供した指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業に関し、法第２３条の規定により区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　事業所は、提供した指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第１５条　事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」

及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２　事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１６条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

（２）虐待防止のための指針の整備

（３）虐待を防止するための定期的な研修の実施

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報するものとする。

（地域との連携など）

第１７条　事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

２　指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね６月に１回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

３　事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第１８条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第１９条　事業所は、全ての地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する

政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

（１）採用時研修　採用後３ヵ月以内

（２）継続研修　　年１回

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　事業所は、適切な指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

５　事業所は、指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業に関する記録を整備し、一連のサービスの契約の終了日から最低２年間は保存するものとする。

６　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社すまいるナーシングと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。

令和 7 年 7 月 1 日改定。（指定地域密着型通所介護に介護予防・日常生活支援総合事業を加える）

令和 8 年 2 月 1 日改訂。